

見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛 宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 令和8年度 下笠ダム浄化槽維持管理業務 (オープンカウンター方式)
- 2 履行場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3
下笠ダム管理支所
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県、大分県又は佐賀県内に本店、支店若しくは営業所があり、別添仕様書等のとおり施行が可能である者。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は別紙のとおりとし、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載してください。
 - 2) 提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。(※電子メールアドレス、FAX番号は4)に記載のとおり)、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3) 提出期限 令和8年3月31日 10時 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 見上
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133 又は 0946-25-0116
メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5) 質問書提出期限 令和8年3月24日 10時 まで
※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は令和8年3月31日 12時までとします。
 - 7) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積もりの取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 本契約の締結日は令和8年4月1日とする。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

見 積 書

件名：令和8年度 下笠ダム浄化槽維持管理業務

(金額は税抜き額)

項 目	単 位	回 数	金 額 (円)	備 考
1. 下笠ダム管理支所				
浄化槽保守点検	回	12		
消毒 (ウレオライトC-90)	回	12		
分離室清掃	回	1		
法定検査	式	1		
計			0	

注) 法定検査には、検査への立会及び検査費用の支払いを含むものとする。

課税対象外の項目がある場合は備考欄に税区分を記入すること。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2者 = 63 \text{ 余り } 1$
 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3者 = 42 \text{ 余り } 2$
 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

令和8年度 下笠ダム浄化槽維持管理業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「令和8年度 下笠ダム浄化槽維持管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

1. 業務内容

本業務は、浄化槽法に基づき、発注者が所有する浄化槽を常時正常な状態で使用できるように維持管理等を行うものである。

2. 業務場所

下笠ダム管理支所 : 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 浄化槽の型式

場所	メーカー・型式	処理方式	処理対象人員
下笠ダム管理支所		合併処理 沈殿分離接触ばっ気方式	42人

第3節 点検内容等

本業務における点検内容等は、数量表のとおりとする。なお、詳細な点検日時は担当職員と打合せのうえ決定する。

第4節 提出書類

受注者は、点検結果等を書類により担当職員に報告するものとする。

第5節 異常発見時等の対応

- 受注者は、点検の結果、不良・不具合と判断される項目及び改善を推奨する項目については、担当職員に速やかに報告するものとする。
- 点検の結果により発見された軽微な不良・不具合箇所について、担当職員から補修、修理等対応の追加作業を指示する場合がある。
なお、追加作業の実施に伴う費用については受注者と発注者で協議する。
- 本業務の履行期間中、点検作業時以外で対象設備の故障や誤作動が発生した場合に担当職員から対応を要請する場合がある。
なお、対応要請により作業等が実施された場合の費用については受注者と発注者で協議する。

第6節 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と協議をしなければならぬ。

以 上

数 量 表

内容	回数	備考
1. 下笠ダム管理支所		
浄化槽保守点検	12 回	月1回
消毒（ウレオライトC-90）	12 回	月1回
分離室清掃	1 回	年1回（12月予定）
法定検査	1 式	年1回

注）法定検査には、検査への立会及び検査費用の支払いを含むものとする。